

平成23年度事業計画

1. 空港ターミナルビル利用者に対するサービス向上のための諸施策の推進

- ① 旅客等案内・誘導業務改善のための調査研究
- ② 施設等の整備・改善に関する調査研究
- ③ 空港ターミナルビルの利用者に対する情報提供に関する調査研究
- ④ 観光促進にかかるポータルサイト（えあぼネット）の運営
- ⑤ その他利用者に対するサービス向上のための諸施策の推進

2. 空港ターミナルビルの施設及び管理の改善のための調査研究

- ① 空港ターミナルビル及び関連施設の技術的改善のための調査研究
- ② 空港ターミナルビルの経営体質強化に関する調査研究
- ③ 空港ターミナルビルの料金についての調査研究
- ④ 空港ターミナルビル従業員の労務諸制度及び福利厚生に関する調査研究
- ⑤ 空港ターミナルビルにおける航空保安に関する調査研究

3. 講演会、講習会等の開催

- ① 管理者等のための講演会の開催
- ② 海外空港の視察研修会の実施
- ③ 接客サービス向上のための講習会の実施
- ④ 技術研修・見学会の実施
- ⑤ 労務研修会の実施
- ⑥ 実務者研修会の実施

4. 空港ターミナルビルの啓発及び宣伝事業

- ① 協会広報用パンフレットの作成
- ② ホームページの維持・運営
- ③ 機関誌及び全国空港ターミナルビル要覧の刊行

5. 関係諸官庁、航空関係事業者及び航空関係団体との連絡・調整

6. 会員の相互連携強化のための地域連絡会議（東日本、西日本、南日本及び自治体管理空港）の開催

7. その他協会の目的達成のため必要な事業

① 空港法等への対応

指定空港機能施設事業者については、経営実態が明確になっていない等ガバナンスの仕組みが十分とは言えないと指摘されており、今後業務・財務データに関する報告やこれに基づくモニタリング、国や事業者による情報開示などに関するルール作り等が行われる見込みであり、航空局と連絡を密にし、適切に対応して参ります。

② 「空港運営のあり方に関する検討会」への対応

国土交通省による「空港運営のあり方に関する検討会」は、この夏を目途に取りまとめを行うこととなっており、空港ビルの今後のあり方を大きく左右することから、情報の収集及び提供に努めてまいります。

③ 公益法人改革

公益法人制度改革3法が、平成20年12月1日に施行され、現在特例民法法人という位置づけになっております。同法の施行から5年以内に認定を受け公益社団法人に移行するか又は認可を受け一般社団法人に移行することになっておりますが、航空局から新制度への移行に係る手続きの準備を進めるよう指示がありましたので、早急に準備を進めてまいります。